

用語解説（50音順）

	用語	頁	解説
あ	アウトリーチ	8	福祉分野においては、積極的に対象者のいる場所に向いて働きかけること。 また、さまざまな形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
	一時生活支援事業	9	生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。 福祉事務所設置自治体が、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する事業。
	宇治市障害者生活支援センター	22	在宅障害者の地域生活を支援するため、相談や情報の提供、福祉サービスの利用援助、総合的計画、連絡・調整、普及・宣伝、人材研修等を行う。宇治市においては障害者生活支援センター「そら」を設置し、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と社会福祉法人宇治東福祉会の2法人にて運営している。
	宇治市ひきこもり支援ネットワーク	24	宇治市におけるひきこもりに対する悩みを抱える当事者やご家族が必要な支援に繋がりやすくなるよう、連携体制を強化するために設立されたネットワーク。 ひきこもり状態にある人への支援について、宇治市内で活動または宇治市に関連して実施している関係機関や支援団体等が参加している。定期的にネットワーク会議・研修会を開催し、支援体制の強化を図っている。
	宇治市福祉サービス公社	25	宇治市、社会福祉法人宇治市社会福祉協議会等との連携を図りつつ、市民の参加と協力を得て、高齢者及び心身障害者、児童等が必要とする在宅保健福祉サービスを提供し、もって市民の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、各種在宅保健福祉に関するサービスを提供する一般財団法人。
	宇治ボランティア活動センター	25	宇治市におけるボランティア活動に関する相談や情報提供、講座の開催などを行う。また、ボランティアしたい人と必要な人をつなぐ役割を持つ。
	SNS	36	「Social Networking Service」の略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。コミュニティ型の会員制サービスを提供するウェブサイト等があり、人と人とのつながりを促進・サポートすることによって、友人・知人のコミュニケーションを円滑にしたり、新たな人間関係を構築する場を提供するもの。

	用語	頁	解説
あ	NPO	12	「Non Profit Organization」の略。広義には、営利を目的としない団体の総称、狭義には、特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動法人」。
	オンブズマン制度	48	オンブズマンを置き、市民の側からの行政に対する苦情を処理したり、それを監察したりする制度。宇治市では高齢者福祉サービスに関する利用者の苦情を受け、不正、不当な行政執行や施設処遇に対する監視・観察、または苦情解決等を行うことにより、サービス利用者の権利及び利益を擁護する「宇治市高齢者保健福祉オンブズマン制度」がある。
か	家計改善支援事業	9	生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。 家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える相談者からの相談に応じ、相談者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計計画表等を作成し家計の「見える化」を図る事業。 また、「家計再生プラン」等を作成し支援の方向性を提案し、生活の再生に向けて意欲を高めていったり、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、相談者の家計管理の力を高めていく支援を行う。
	学区福祉委員会	12	宇治市内の小中学校区単位でつくられた、社会福祉協議会（コラボネット宇治）と連携し、住民自らの手で誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す地域福祉推進のためのボランティア組織。福祉委員が地域での一人暮らし高齢者の見守りや訪問活動、地元小学校との交流事業等をはじめ多彩な活動を行っている。
	企業市民活動	45	地域社会は企業の存立基盤であり、地域社会の健全な発展があって初めて企業も成り立つという考え方のもと、地域の一員として行う社会貢献活動のことをいう。
	健康寿命	22	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
	権利擁護	10	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等の意思を受けとめて、援助者がその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。
	高齢化率	16	総人口に占める65歳以上の人口の割合をいう。

	用語	頁	解説
か	子どもの学習支援・生活支援事業	9	生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。 子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業。
	固有の尊厳 個人の尊厳	39 43	世界人権宣言、障害者権利条約等で謳われている、すべての人には、かけがえのない尊い価値があり、個人の自由意志の発揮と、社会の一員であることが重んじられる、とする理念である。 憲法 13 条には、「個人として尊重される」と規定している。
こ	災害時避難行動要支援者名簿	44	地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。
	災害ボランティアセンター	44	宇治市では平成 20 年 3 月に市社協が設置し、災害時における被災者支援活動や、平常時においても「災害に強いまちづくり」をめざして活動する常設型のセンター。
	自主防災組織	26	災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。
	社会福祉協議会	2	地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体。地域福祉を推進する事業のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。
	社会福祉士	22	「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。 同法第 2 条第 1 項において『社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整、その他の援助を行うことを業とする者をいう。』と位置付けられている。
	住居確保給付金の支給	23	生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。 離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する事業。

	用語	頁	解説
ナ	就労準備支援事業	9	生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。 単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。
	主任介護支援専門員	22	主任ケアマネジャーともいい、平成18年の介護保険改正と同時に生まれた資格。ケアマネジャー有資格者の中から、所定の研修を受けた者に対して与えられる。 ケアマネジャーのまとめ役的存在になる専門職であり、新人ケアマネジャーの指導・育成・相談や、介護が必要な方のケアプランを作成する際の支援や相談、また、地域課題の発見や解決、そして地域の発展のために尽力することが期待される。
	手話	22	視覚的に表現されるろう者の言語であり、生活を営むために欠かすことのできない意思疎通を図るための手段として使用されている。
	障害者の権利に関する条約	22	障害者の人権及び基本的自由の享有を保障し、障害者の固有の尊厳を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
	障害者手帳	19	一定の障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳。障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。
	自立相談支援事業	9	生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。 生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う。
	新型コロナウイルス感染症	3	別名 COVID-19。病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれている。SARS-CoV-2は2019年に発見され、全世界に感染拡大した。
	生活困窮者自立支援制度	23	生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行う制度。

	用語	頁	解説
七	生活福祉資金	23	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の世帯単位で、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付制度。
	生産年齢人口	16	生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口。15歳以上65歳未満の人。
	成年後見制度	4	認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張が困難になった場合に、本人の判断能力を補い、権利を擁護する法的な制度。「後見」、「補佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。
	セーフティネット	47	困難な状況に陥った場合の援助や、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。 地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。
た	第三者評価	47	社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する人への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。
	ダブルケア	33	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う生活課題。
	誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化	48	令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において示された。 国において「デジタル機器とシステムの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指す。
	団塊の世代	3	第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）。
	地域共生社会	2	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。

	用語	頁	解説
た	地域子育て支援拠点	23	子育て親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場。交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等を行う拠点。
	地域コミュニティ	3	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
	地域自立支援協議会	33	市町村が相談支援体制の充実を図るための困難事例の対応についての協議や調整、障害福祉の関係機関によるネットワークづくりについての協議、障害福祉のサービスの改善や開発についての協議等を行う組織。
	地域における公益的な取組	50	社会福祉法第24条第2項に規定され、すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われる。
	地域包括ケアシステム	4	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。
	地域包括支援センター	22	高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されている。
	町内会・自治会	21	各地域で自発的に組織され、住民どうしの親睦を深め、地域の中で問題が起きたときにその解決を図る団体。

	用語	頁	解説
た	DV	46	ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけではなく、心理的、経済的、性的な暴力も含む。 恋人間で起こる暴力は特に「デートDV」と呼ばれる。
	当事者団体	50	同じ社会的立場や問題を持つ人々の団体。親睦を深め交流を図るだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報を交換する中から共通の課題に対して共同で解決を図ったり、自分たちの問題解決に必要な課題の把握や整理、提言をしている。
な	南海トラフ地震	3	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。
	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	10	福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続き、金銭管理などが一人では不安な高齢者、知的・精神障害のある人を生活支援員が定期的に訪問し援助（福祉サービスについての情報提供やサービス利用に必要な手続き等）を行う事業。市社協と利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。
	ニッポン一億総活躍プラン	3	女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会である一億総活躍社会を目指し、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されたもの。
は	80 代の親が 50 代のひきこもりがちの子どもを養っている生活課題	33	ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題。「80 代の親と 50 代の子」になぞらえて『8050』と呼ばれている。
	バリアフリー	4	高齢者や障害のある人が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的環境、文化・情報、制度や心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方及び障壁を取り除いた状態。
	PDCAサイクル	51	計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を見直して、次回の plan に結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

	用語	頁	解説
は	東日本大震災	3	2011年3月11日14時46分頃に発生した三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で、深さ約24kmを震源とする地震。 本震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測された他、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。北海道から九州地方にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測された。
	ひきこもり	24	厚生労働省の定義として、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を指す。
	ひきこもり相談窓口「相談ルーム あんど・ゆー」	24	令和2年10月に宇治市民を対象として開設されたひきこもり相談窓口。ひきこもりのことで、誰にも相談できず、悩みや苦しみを抱えている人や、その家族からの相談を受け付ける。
	ふれあいサロン	46	高齢者や障害者、子育て中の親などが、地域の中で孤立した生活をすることなく、レクリエーション等を通じて人々とふれあいながら暮らすために、公共施設や集会所、個人宅などを活用して運営している。
	フレイル対策	22	年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。
ま	民生児童委員	24	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉増進のために、住民の立場から福祉に関する相談・援助活動を行っている。 また、児童福祉法において、すべての民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねている。
や	ヤングケアラー	33	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされている。 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいう。
	ユニバーサルデザイン	44	年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセス。

	用語	頁	解説
ら	隣保館	45	<p>地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。</p> <p>宇治市では、部落差別の解決に向け、住民の生活改善や自立を促進するための活動に取り組んできたが、現在は福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として幅広い活用を目指している。</p>